公民館類似施設（自治公民館）の新築・増改築・修復・用地購入等に対する補助金のご説明

区　分	補助限度額	補　助　要　件	再補助を受けられない期間
新築の場合	2,500 万円	建築(工事)面積が 99 ㎡以上、建築費 500 万円以上、大広間・研修室２室(アコーディオンカーテンでの間仕切は不可)以上を備えるもの	木　造：１９年間 鉄骨造：２４年間 鉄筋造：３９年間
増改築の場合	1,000 万円	大広間・研修室等の増改築 建築費 50 万円以上	９年間
修復の場合(修繕・模様替え)	600 万円	建築後２０年経過した公民館 建築費 50 万円以上	９年間
用地購入の場合	1,200 万円	施設の新築・増築・改築のための 用地購入費　50 万円以上 面積 1,000 ㎡以下	木　造：１９年間 鉄骨造：２４年間 鉄筋造：３９年間

★補助率：５０/１００

★補助対象工事　主体工事・電気・空調設備・給排水・防火施設工事等
（屋内調度品等で壁床等の下地仕上げをせず、壁床に固定しているものを含む）

★補助対象外工事　フェンス（垣根）、駐車場設備、造成工事、備品（ブラインド、カーテン等）等

★**下水道排水設備工事**(便器等便所の改修を含む)のみを実施する場合は、補助限度額 100 万円です。この工事は「再補助を受けられない期間」でも、補助を受けることができます。

■新築の場合の算出方法

※基準額とは「補助金交付要綱第３条、公立学校施設整備事業に係る福岡県配分単価」です。

【基準額×建築床面積（又は 建築見積額のいずれか低い方)】× 50/100

※令和３年度 基準額　木造：210,600 円（税込１㎡単価）

＜例えば公民館（木造）を新築する場合の計算例＞

（基準額）210,600 円×（面積:300 ㎡）＝ 63,180,000 円

（補助金）　63,180,000 円×50/100＝**31,590,000 円**（計算上の数値）

★補助限度額　**2,500 万円**（上記計算例の額と補助限度額のいずれか低い方）

令和4年度に公民館の新増改築等の計画がある場合は、必ず令和3年6月30日(水) までに中央公民館と協議を開始してください。

福津市中央公民館　TEL 43－2100